

裁判長
認 印



調 書 (決定)

事件の表示	平成23年(受)第966号
決定日	平成24年9月14日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	須 藤 正 彦 竹 内 行 夫 千 葉 勝 美 小 貫 芳 信
当事者等	申 立 人 郵便事業株式会社 同代表者代表取締役 鍋 倉 眞 一 同訴訟代理人弁護士 河 原 和 郎 ほか 相 手 方 萩 原 和 也 同訴訟代理人弁護士 奥 津 亘 ほか
原判決の表示	広島高等裁判所岡山支部平成22年(ネ)第82号(平成23年2月17日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

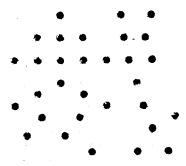
第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年9月14日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 梶 浦 克 之 



これは正本である。

平成 24 年 9 月 14 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 梶 浦 克 之

